

令和6年9月6日

(一社) 富田林薬剤師会  
会員各位

(一社) 富田林薬剤師会  
会長 遠山 典男

平素は本会会務にご理解・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

大阪府健康医療部保健医療室長より標記について連絡がありましたので、お知らせします。標記については、令和元年6月21日付け地保第1822号『旧優生保護法に基づく優生手術等を、受けた者に対する一時金の支給等に関する法律』の施行について（協力依頼）」において、制度の周知について依頼し、ご協力を頂いているところですが、法改正により一時金の請求期限が5年延長し、令和11年4月23日までとなりました。

昨年度に引き続きまして、ポスター、リーフレットが業者より順次発送されますので、ご多忙のことと存じますが、リーフレットの配架やポスターの掲示、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。